

# 記入例

様式第十六号（第十条の二十二関係） （第1面）

特別管理産業廃棄物処理業の 事業範囲変更許可申請書	
山梨県知事 <b>長崎 幸太郎</b> 殿	年 月 日
申請者 干	郵便番号は必ず記入すること
住所	登記簿謄本（個人の申請にあつては住民票）の記載と同一とすること
氏名	株式会社 山梨太郎商会 代表取締役 山梨 太郎 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号	055-223-1518
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇19△△□□□□□□号
収集運搬業・処分業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る）</li> <li>・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）</li> <li>・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）</li> <li>・ 特定有害産業廃棄物     廃酸（六価クロム化合物を含むものに限る。）</li> </ul> ※現在許可を取得している扱う特別管理産業廃棄物の種類を記入する。
変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定有害産業廃棄物     廃アルカリ（シアン化合物を含むものに限る。）の追加</li> </ul>
変更理由	排出事業者から収集運搬の依頼があつたため 等
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	記入しない
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	記入しない
※事務処理欄	記入しない

○ 提出された情報は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた事務のみに使用し、その他の目的で使用することはありません。

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
申請者が個人の場合 記載すること		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
やまなし たらう 株式会社 山梨太郎商会		山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 ※登記簿謄本の記載と同一にすること
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
該当者がある場合記入		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
該当者がある場合記入		
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
やまなし たらう 山梨 太郎	昭和20年12月21日 代表取締役	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（本籍） 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号（住所）
やまなし いちろう 山梨 一郎	昭和45年11月11日 取締役	※住民票の記載と同一にし、漢数字とアラビア 数字（1、2…）を記載通りに使い分けること。

## 記入にあたっての注意事項

- ① 商業登記簿謄本、住民票を参考にして記入漏れのないように記載すること。
- ② 法人名、役員名ともに「ふりがな」を必ず記入すること。
- ③ 役員欄（申請者が法人である場合）には、商業登記簿に記載されている役員全員、及び監査役、執行役、相談役、顧問等を記入すること。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	3,000株	出資の額	3,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (代表者名)	保有する株式の 数又は出資金額	本 籍
		割 合	住 所
やまなし たろう 山梨 太郎	昭和20年12月21日	1,500株 50/100	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
こうふじろうさんぎょう 株甲府次郎産業	代表取締役 こうふじろう 甲府次郎 ※法人の場合は代 表者名を記載	1,500株 50/100	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

記入にあたっての注意事項

- ① 商業登記簿謄本、住民票を参考にして記入漏れのないように記載すること。
- ② 株主が法人である場合、生年月日欄には当該法人の代表者名を記入すること。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
該当者がある場合記入		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※ 手数料欄 記入しないこと

※添付書類一覧を添付すること

添付書類一覧  
(事業範囲の変更)

書類作成責任者	
氏 名	〇〇 〇〇
電話番号	055-223-1518
メールアドレス	〇〇〇@〇〇〇

No.	添付書類	事業範囲 の変更	添付の 有無	添付省略 の理由

取り扱う産業廃棄物一覧【変更前】

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 (計 種類) *1	根拠法令 (令 2-4)	処理物の取扱い*2	積替え又は保管の有無*3
<input checked="" type="checkbox"/> 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類)	一		有・無
<input checked="" type="checkbox"/> 廃酸 (pH 2.0 以下のもの)	二		有・無
<input checked="" type="checkbox"/> 廃アルカリ (pH 12.5 以上のもの)	三		有・無
<input type="checkbox"/> 感染性産業廃棄物	四		有・無
<input checked="" type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物 (含有する有害物質名等を下記の余白欄に具体的に記入、又は別添一覧表に記入の上、添付すること)			
<input type="checkbox"/> 廃PCB等	五イ		有・無
<input type="checkbox"/> PCB汚染物	五ロ		有・無
<input type="checkbox"/> PCB処理物	五ハ		有・無
<input type="checkbox"/> 廃水銀等	五ニ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 指定下水汚泥	五ホ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 鉱さい	五ヘ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 廃石綿等	五ト		有・無
<input type="checkbox"/> ばいじん	五チ・リ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 燃え殻	五リ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 廃油	五ヌ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 汚泥	五ル	含む・含まない	有・無
<input checked="" type="checkbox"/> 廃酸	五ル	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	五ル	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 輸入産業廃棄物 (法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物をいう) 関係 (取り扱う廃棄物の種類及びその根拠法令 (六～十一) を下欄に記入すること)			
		(令 2-4 六～八に掲げるものに限る) 含む・含まない	有・無

- \* 1 「取り扱う特別管理産業廃棄物の種類」については、該当する種類の□の中にチェックマーク(レ)を付すこと。
- \* 2 「処理物 (当該特別管理産業廃棄物を処分するために処理したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものをいう。) の取扱い」について、該当する項目に○を付すこと。
- \* 3 「積替え又は保管の有無」については、該当する項目に○を付すこと。

## 取り扱う産業廃棄物一覧【変 更 後】

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 (計 種類) *1	根拠法令 (令 2-4)	処理物の 取扱い*2	積替え又は 保管の有無*3
<input checked="" type="checkbox"/> 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類)	一	/	有・ <del>無</del>
<input checked="" type="checkbox"/> 廃酸 (pH 2.0 以下のもの)	二	/	有・ <del>無</del>
<input checked="" type="checkbox"/> 廃アルカリ (pH 12.5 以上のもの)	三	/	有・ <del>無</del>
<input type="checkbox"/> 感染性産業廃棄物	四	/	有・無
<input checked="" type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物 (含有する有害物質名等を下記の余白欄に具体的に記入、又は別添一覧表に記入の上、添付すること)			
<input type="checkbox"/> 廃PCB等	五イ	/	有・無
<input type="checkbox"/> PCB汚染物	五ロ	/	有・無
<input type="checkbox"/> PCB処理物	五ハ	/	有・無
<input type="checkbox"/> 廃水銀等	五ニ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 指定下水汚泥	五ホ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 鉱さい	五ヘ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 廃石綿等	五ト	/	有・無
<input type="checkbox"/> ばいじん	五千・リ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 燃え殻	五リ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 廃油	五ヌ	含む・含まない	有・無
<input type="checkbox"/> 汚泥	五ル	含む・含まない	有・無
<input checked="" type="checkbox"/> 廃酸	五ル	含む・ <u>含まない</u>	有・ <del>無</del>
<input checked="" type="checkbox"/> 廃アルカリ	五ル	<u>含む</u> ・含まない	<u>有</u> ・無
<input type="checkbox"/> 輸入産業廃棄物 (法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物をいう) 関係 (取り扱う廃棄物の種類及びその根拠法令 (六～十一) を下欄に記入すること)			
		(令 2-4 六～八に掲げるもの に限る) 含む・含まない	有・無

\* 1 「取り扱う特別管理産業廃棄物の種類」については、該当する種類の□の中にチェックマーク(レ)を付すこと。

\* 2 「処理物 (当該特別管理産業廃棄物を処分するために処理したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものをいう。) の取扱い」について、該当する項目に○を付すこと。

\* 3 「積替え又は保管の有無」については、該当する項目に○を付すこと。

『特定有害産業廃棄物の種類』

(別添一覧表)

※変更前から取り扱っている廃棄物に「レ」を、新たに取り扱う廃棄物に「○」を付してください。

廃棄物の種類 含有する有害物質名	鉍 さい い	ば い じん	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ
アルキル水銀化合物			—		—		
水銀又はその化合物			—		—		
カドミウム又はその化合物					—		
鉛又はその化合物					—		
有機燐化合物	—	—	—		—		
六価クロム化合物					—	レ	
砒素又はその化合物					—		
シアン化合物	—	—	—		—		○
PCB	—	—	—		—		
トリクロロエチレン	—	—	—				
テトラクロロエチレン	—	—	—				
ジクロロメタン	—	—	—				
四塩化炭素	—	—	—				
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—				
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—				
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—				
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—				
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—				
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—				
チウラム	—	—	—		—		
シマジン	—	—	—		—		
チオベンカルブ	—	—	—		—		
ベンゼン	—	—	—				
セレン又はその化合物					—		
1, 4-ジオキサン	—		—				
ダイオキシン類	—				—		

※ 「—」線が入った廃棄物は取り扱うことができないものを示す。